

企画提案手続開始の公告

下記の委託業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年4月11日（火）

静岡県知事 川勝 平太

記

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 大学発ベンチャー事業化加速支援（伴走支援）業務委託

(2) 業務目的

静岡県は、県内理系大学の強みであり、今後も成長が見込まれる工学（ものづくり）、バイオ、医療、食品、光などの分野の研究・技術シーズを新たなビジネスに繋げるため、産学官が連携して大学発ベンチャーを継続的に発掘・育成する仕組みを構築し、各種の取組を進めている。

本業務は、創業初期にある大学発ベンチャーが直面する、資金調達や人材確保、事業化の可能性の検証等の課題に対して、アドバイスやマッチング等により支援を行い、大学発ベンチャーの事業化を加速させることにより、新たな産業の創出や県内産業を活性化することを目的とする。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、4,995,100円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 企画提案書等を提出するために必要な要件

単体企業・団体、又は複数の企業・団体により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

(1) 定義

ここでいう企業・団体とは、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、その他知事が認める団体をいう。

(2) 単体企業・団体の場合

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

ア 静岡県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者であること。

イ 本業務の遂行に必要な組織、人員を有する又は確保することが可能であること。

ウ 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を融資、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。

カ 会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。

キ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。

ク 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

ケ 次の（ア）から（キ）のいずれにも該当しないこと。

（ア） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

（イ） 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

（ウ） 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

（エ） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

（オ） 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

（カ） 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（キ） 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(3) 応募グループの場合

応募グループを構成する企業・団体（以下「構成員」という。）のすべてが、2（2）ア～ケに掲げる条件をすべて満たしているものとする。

なお、次の事項に留意すること。

ア 構成員の中で、静岡県との企画提案の応募に関する手続を行うこと及び委託契約の締結を行うことについて他のすべての構成員から同意を受けた企業・団体（以下「事業代表企業・団体」という。）を決めること。

イ 1事業者が複数の応募グループに所属することはできない。また、応募グループに所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

ウ 事業代表企業・団体及び構成員を変更することはできない。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和5年4月11日（火）から令和5年4月21日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

郵便番号 420-8601 静岡県静岡市葵区迫手町9番6号 静岡県庁東館9階
静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課
電話番号 054-221-2609

(3) 配布方法

上記(2)に掲げる機関で配布する他に、静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課ホームページに掲載する。

4 企画提案書等の提出

本企画提案に参加を希望するものは、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和5年4月11日（火）から令和5年4月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 提出方法

原則、電子メールとする（PDFファイルとすること）
※特別な事情がある場合は、直接の持参も可とする。

(3) 提出先

メール：sangyo-innovation@pref.shizuoka.lg.jp
持参の場合、上記3(2)に同じ。
なお、令和5年4月28日（金）午後5時までに必着のこと。

5 ヒアリング以降の審査対象者の選定

提出された企画提案書等の提案内容についてヒアリング（プレゼンテーション）を実施する。（ヒアリングの詳細については、「7 ヒアリング」を参照。）

(1) 企画提案書等を提出した者が5者を超えた場合は、企画提案書等について「予定担当者の経験及び能力」及び「業務実施体制等」の評価を行い、ヒアリング以降の審査対象者として評価点の高い者から5者選定する。ただし、評価点が高い者が複数存在し、5者選定できない場合は、見積額の低い者から順に選定する。

ヒアリング以降の審査対象者に選定された者に対しては、令和5年5月2日（火）までに書面（選定通知書）を電子メールにより通知する。また、書面は電子メールでの通知に併せて郵送する。

(2) ヒアリング以降の審査対象者に選定されなかった者（以下、「非選定者」という。）に対しては、選定されなかった旨を書面（非選定通知書）にて、令和5年5月2日（火）までに電子メールにより通知する。また、書面は電子メールでの通知に併せて郵送する。

6 ヒアリング（プレゼンテーション）

「令和5年度大学発ベンチャー事業化加速支援（伴走支援）業務委託企画提案選定委員会」

は、ヒアリング以降の審査対象者に対して、企画提案書等の提案内容についてヒアリングを実施し、審査・評価を行う。(実施日：令和5年5月16日(火)、詳細な時間は別途通知する)。

7 契約予定者の特定

(1) 企画提案書等を評価し、最も評価点の高い企画提案書等を提出した者を契約予定者として特定する。ただし、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより特定する。なお、企画提案の評価において評価点の合計が満点の60%以上に満たない者は特定しない。

契約予定者に特定された者には、令和5年5月17日(水)までに書面(特定通知書)にて通知(発送)する。

(2) 特定されなかった者(以下、「非特定者」という。)に対しては、書面(非特定通知書)にて、令和5年5月17日(水)までに通知(発送)する。

8 その他

(1) 詳細は、「令和5年度大学発ベンチャー事業化加速支援(伴走支援)業務委託説明書」及び「令和5年度大学発ベンチャー事業化加速支援(伴走支援)業務委託企画提案仕様書」による。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、上記3(2)に同じ。